

藤沢市公民館条例の一部改正について
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例

藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表藤沢市立藤沢公民館の項中「藤沢一丁目9番17号」を「本町一丁目12番17号」に改める。

第12条を第16条とし、同条の前に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 公民館のうち、藤沢市立藤沢公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 藤沢市立藤沢公民館の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 藤沢市立藤沢公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

（指定管理者の指定等）

第15条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の定めるところによる。

第11条を第12条とする。

第10条第2項中「第6条第3項」を「第7条第2項」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条中「教育委員会」を「教育委員会等」に、「公用又は公益のため必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「2月前」の次に「（藤沢市立藤沢公民館の301会議室，302会議室，303会議室，304会議室，501会議室及び多目的室2については1月前）」を、「初日」の次に「（電子情報処理組織を使用して申請する場合には同月の15日）」を加え、「を除く。）」を「に当たるときは，同日前の市の休日でない日）までの間」に改め、「教育委員会」の次に「（藤沢市立藤沢公民館にあつては指定管理者。以下この条及び第9条において「教育委員会等」という。）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（公民館を使用することができるもの）

第6条 公民館を使用することができるものは、規則に定める団体とする。

別表中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同表藤沢市立藤沢公民館の項を次のように改める。

藤沢市立藤 沢公民館	301会議室	100	150
	302会議室	100	150
	303会議室	100	150
	304会議室	200	300
	305会議室	100	150
	306会議室	100	150
	307会議室	100	150

308会議室	200	300
501会議室	100	150
多目的室1	600	900
多目的室2	100	150
多目的室3	100	150
調理室	200	300
和室	100	150
保育室	200	300
多目的交流ホール（体育室）	1,000	1,500

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設において藤沢公民館の供用を開始する等のため、所要の改正をする必要による。